

2023年12月19日

各 位

会社名 日本オラクル株式会社

代表者名 代表執行役内海寛子

(コード番号 4716 東証スタンダード市場)

問合せ先 IR部 ディレクター 西尾有貴

(TEL.03-6834-6666)

## 支配株主への資金の貸付に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会の決議により、下記のとおり当社の支配株主であるオラクル・ジャパン・ホールディング・インク（以下「OJH」という。）との間で資金の貸付（以下「本取引」という。）を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 資金貸付の経緯および理由

当社は、従来から安全性、流動性の高い金融商品のみ投資を行ってまいりました。しかしながら当社の規定する投資基準である一定以上の格付を有する短期金融商品への投資という条件を満たしかつ一定のリターンを得られる投資先を見つける事が国内において困難になっておりました。一方当社は2023年11月末現在で約1,200億円の現金を有しており、余資の有効活用について検討を進めてまいりました。今般、OJHにて一般的な事業に供する資金需要により貸付の申し入れがあり、貸付金額、期間、利子率につき協議・交渉の結果、本貸付を行うことといたしました。

#### 2. 貸付の内容

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| (1) 貸付先  | オラクル・ジャパン・ホールディング・インク         |
| (2) 貸付金額 | 1,150億円を限度額とする貸付契約            |
| (3) 貸付期間 | 初回実行日未定（2023年12月20日以降）から最長3年間 |
| (4) 貸付金利 | 3年固定金利                        |

貸付限度額につきましては、当社のキャッシュフローの予測をもとに、事業運営に必要な資金を勘案して決定しております。

### 3. 支配株主との取引等に関する事項

#### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、OJH が当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当しております。

また当該取引にあたっては、法令、社内規定に基づき、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認の上、実施の可否を決定し、かつ、重要な取引については取締役会による承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。この点、当社は、本取引について、OJH からの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記(2)および(3)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本取引に係る決定を行っております。

また、2023年8月24日付「支配株主等に関する事項について」の「5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況」において、「親会社からの独立性の確保の点では、当社の事業展開における最終的な意思決定は取締役会が行っており、それぞれの取締役は当社ならびにすべての株主にとって最善の利益となるよう考慮し、決定を行っております。」と示しており、また2021年9月13日付「コーポレート・ガバナンス報告書」においても同様の主旨を記載しております。本取引は以上の指針に基づいて決定いたしました。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書は本件記載のうえ、早急に更新し公衆縦覧に供する予定でおります。

#### (2) 公正性を担保するための措置および利益相反回避措置

当社は、本取引の公正性を担保するための措置として、貸付利率等の取引条件は、当社の経営環境下で財務基盤の安定化に必要な資金の有効活用を行うべく、金融機関等の第三者の取引と比べ合理的な条件であることを交渉、確認の上決定しております。

また、下記(3)に記載のとおり、当社および貸付先から独立した社外取締役全員より本取引に関する意見を取得しております。また、本取引に関する取締役会決議は全会一致で可決されました。

#### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当該決定に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役（独立役員）である取締役 藤森義明氏、夏野剛氏、および黒田由貴子氏より、本件は金銭の貸付であることから、①当社のおかれた環境を考慮し、資金の有効活用のため手元資金を貸し付けることに不合理な点はなく、親会社である OJH との本取引の貸付条件は市場金利と比較しても大きな乖離がなく合理性があり、企業価値を棄損することはないと考えられること、②本取引に関する契約書に基づくその他の取引の条件も妥当であること、③公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置も図っていることから、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他にかかる判断に抵触する特段の事情は認められない旨の意見（2023年12月19日付）を頂戴しております。

#### 4. 業績に与える影響

本取引による当期（2024年5月期）の業績への影響については、軽微であると見込んでおります。

次期（2025年5月期）以降の業績に与える影響につきましては、精査した上、適時適切に開示してまいります。

以 上